

別表 2

水質検査項目及び水質基準表

区分	項 目	適合基準	検査項目	
			前期23項目	後期16項目
省略不可項目	一般細菌	100個/㎖以下	○	○
	大腸菌	検出されないこと	○	○
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	○	○
	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	○	○
	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	○	○
	有機物（TOCの量）	3 mg/ℓ以下	○	○
	p H値	5.8以上8.6以下	○	○
	味	異常でないこと	○	○
	臭気	異常でないこと	○	○
	色度	5 度以下	○	○
	濁度	2 度以下	○	○
金属等項目	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下		○
	亜鉛及びその化合物	1.00mg/ℓ以下		○
	鉄及びその化合物	0.30mg/ℓ以下		○
	銅及びその化合物	1.00mg/ℓ以下		○
	蒸発残留物	500mg/ℓ以下		○
消毒副生成物項目	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	○	
	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	○	
	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	○	
	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	○	
	ジブロモクロロメタン	0.10mg/ℓ以下	○	
	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	○	
	総トリハロメタン	0.10mg/ℓ以下	○	
	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	○	
	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	○	
	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	○	
	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	○	
	塩素酸	0.06mg/ℓ以下	○	

※検査項目は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称『ビル管理法』）施行規則 第4条の3、イ、ロ